

## 横浜市大正地区センター利用要綱

制 定 平成18年3月22日

最近改正 令和 2年7月25日

### (趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市地区センター条例(以下、「条例」という。)第5条の規定により指定された指定管理者が、条例、同施行規則(以下、「規則」という。)及びその他の関係法令に基づき、横浜市大正地区センター(以下「センター」という。)を地域住民の自主的な活動と相互交流を通じて地域コミュニティの形成を促す場として市民の利用に供する方法その他必要な事項を定めるものとする。

### (利用)

第2条 センターは、地域住民のだれでもが、気軽にかつ公平に利用できることを旨として、次に掲げる事項のために利用できる。

- (1) 話し合い、研究会、集会など地域のグループ、サークルの自主的な活動
- (2) 講演会、講習会、展示会など住民相互の知識と教養の向上のための活動
- (3) 地域住民の相互交流と健康増進を図るためのスポーツ、レクリエーション活動
- (4) その他の地域住民の自主的な活動と相互交流のために必要な活動
- (5) 地域住民の福祉向上と相互交流のための各種催し物などの自主事業

### (開館時間)

第3条 開館時間は、原則として午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は、午前9時から午後6時までとする。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、区と協議の上、開館時間を変更することができる。

### (休館日)

第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 年末年始: 12月28日から1月4日まで
- (2) 施設点検日: 毎月第3月曜日(祝日にあたる場合は翌日)

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、区と協議の上、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

### (利用団体登録)

第5条 本利用要綱に同意し、センターの各部屋の貸切利用を希望する団体の代表者(以下

「代表者」という。)は、所定の利用団体登録申請書に必要事項を記入して、指定管理者に利用団体登録申請を行うものとする。

2 指定管理者は、前項の登録の申請があった場合において、第6条の登録条件に適合すると認めるときは、利用団体として登録をするものとする。

3 登録の有効期間は、指定管理者が利用団体として登録を行った日から3年間（3年間を経過した日の属する月の末日まで）とする。

4 登録の更新を希望する利用団体は、指定管理者が指定する日までの間に所定の登録の更新手続きを行うこととする。

#### （利用団体登録の条件）

第6条 利用団体登録の条件は次のとおりとする。

（1）利用団体のセンターでの活動内容が営利を目的としていないこと。

（2）代表者は、横浜市内在住・在勤・在学のいずれかを満たす16歳以上であること。

（3）利用団体は3名以上で構成されていること。

（4）同様の活動をし、利用団体として、既に登録されている他の利用団体と、構成員が6割以上重複していないこと。

#### （登録申請事項の変更）

第7条 利用団体は、登録申請事項に変更が生じた場合は、変更があった日から30日以内に、所定の利用団体登録事項変更届出書に変更事項を記入して指定管理者に届け出なければならない。

#### （登録の取消及び登録資格の喪失）

第8条 利用団体が次のいずれかに該当した場合には、その登録を取り消し、又は登録の資格を喪失するものとする。

（1）虚偽の申告をした場合

（2）第5条第4項又は第7条に規定する手続きがされない場合

（3）利用団体の責に帰すべき事由によりその所在が不明となり、当該団体への通知・連絡が不能であると指定管理者が判断した場合

（4）本利用要綱に違反した場合

（5）その他、不正な手段により施設を利用し、他の利用者へ迷惑をかけた、又はかけていると指定管理者が判断した場合

#### （登録の廃止）

第9条 利用団体は、その活動を廃止又は停止した場合には、廃止又は停止した日から30日以内に、所定の利用団体登録廃止・停止届出書により遅滞なく、その旨を指定管理者に届け出なければならない。

(貸切利用時間帯)

第 10 条 利用団体のセンターの利用時間帯（コマ）は、次に掲げるとおりとする。（なお、料理室の利用時間帯については、1コマを2時間とする。）ただし、利用時間帯については、特に必要があると認める場合に限り、区と協議の上、変更することができる。

〔平日〕

〔日曜・祝日〕

利用時間帯	時 間	利用時間帯	時 間
午 前	午前9時～正午	午 前	午前9時～正午
午 後①	正午～午後3時	午 後①	正午～午後3時
午 後②	午後3時～午後6時	午 後②	午後3時～午後6時
夜 間	午後6時～午後9時		

2 体育室の貸切利用については、コマの配分を個人利用の割合と概ね同率とする。ただし、全ての現に貸切利用としているコマの年間平均稼働率が9割をこえる場合、体育室の総コマ数の6割を限度に、貸切利用のコマとすることができる。また、青少年の健全育成の観点から、午後②のコマについては個人利用とするように努めるものとする。

(貸切利用の申請及び許可)

第 11 条 利用団体は、貸切利用の申込みを、指定管理者の指定する期間に2か月先（翌々月）の1か月分をまとめて行うこととする。

2 指定管理者は、貸切利用の申込みを2か月先（翌々月）の1か月分をまとめて受け付けて抽選し結果を公開することとする。

3 利用団体は、所定の貸切利用許可申請書に必要事項を記入して利用日までに指定管理者に申請し、許可を受けることとする。

4 第1項及び第2項について、指定管理者が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(貸切利用の申込み制限)

第 12 条 2か月先（翌々月分）の貸切利用の申込みの回数は、1利用時間帯（コマ）を1回とし、1か月に4回までとする。ただし、第1会議室、第2会議室、会議室（連結利用）、余暇コーナー、音楽室、和室については、同一室連続2コマ、料理室については、2コマ、又は3コマ連続利用の場合も1回とみなすこととする。なお、利用前月及び利用当月においては貸切利用の申込みの回数制限はないものとする。

(利用条件)

第 13 条 利用団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用時間を遵守すること。

- (2) 利用時間内に清掃及び後始末をすること。
- (3) 使用した物品の確認を行い、所定の位置に返納すること。
- (4) センターの設備又は使用した物品を、故意又は重大な過失により破損若しくは紛失した場合は、利用責任者が弁償すること。

(利用の制限等)

第14条 指定管理者は、次のいずれかに該当する場合には、センターの利用を許可しないものとする。

- (1) 営利のみを目的として利用する場合
- (2) センターの設置の趣旨に反する場合
- (3) センターにおける秩序を乱し、又は公益を害する恐れがあるとき。
- (4) センターの管理上支障があるとき。
- (5) その他、指定管理者が必要と認めたとき。

2 指定管理者は、利用の許可にセンターの管理上必要な条件をつける事ができる。

(利用許可の取消等)

第15条 指定管理者は、利用の許可を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は施設の利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 前条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 条例若しくは規則の規定又はこれらに基づく指定管理者の処分に違反したとき。
- (3) 条例に基づく許可の条件に違反したとき。

(利用料金)

第16条 利用団体は、センターを貸切利用する場合、次の表に掲げる料金を支払うこととする。(消費税を含む)

室名	1コマ (3時間)の 利用料金	備考
第一会議室	1,230円	
第二会議室	600円	
和室(水屋側)	510円	
和室(舞台側)	690円	
余暇コーナー	780円	
音楽室	780円	
料理室	460円	1コマ2時間(6時間まで連続利用可)
体育室	1,800円	<分割利用> 2/3面1,200円、1/3面600円

ただし、利用日当日において、利用可能な部屋がある場合1時間単位で利用することができる。その場合の利用料金については、1時間あたり次のとおりとする。

第一会議室	410円	余暇コーナー	260円
第二会議室	200円	音楽室	260円
和室（水屋側）	170円	料理室	230円
和室（舞台側）	230円		
体育室	600円〈分割利用：2/3面 400円、1/3面 200円〉		

また、利用日当日の貸切利用時間帯において、体育室貸切利用がない面については、卓球台一台ごとに貸切利用をすることができる。その場合、卓球台一台につき120円を支払うこととする。

（利用料金の徴収日）

第17条 利用料金の徴収日は、原則として利用決定の日から7日以内とする。ただし、利用決定の日から7日目が休館日に当たる場合は、その翌日とする。

（利用料金の返還）

第18条 既納の利用料金は返還しない。ただし、次の場合、又はその他必要と認められる場合は、利用料金を返還する。

- （1）利用者の責めに帰することができない事由により施設の利用ができなくなった場合、既納料金の全額。
- （2）利用者が利用日の7日前までに利用の許可の取消しを申し出た場合、既納利用料金の全額。

（利用料金の減免）

第19条 横浜市（区）が主催・共催する事業（10割減免）、指定管理者がセンターの自主事業等で利用する場合（10割減免）の他、次の表に掲げる利用については、利用料金の減免の対象とする。

	対象となる利用	減免の割合
①	・横浜市から委託・依頼・要請等を受けた事業を推進する目的で利用する場合 ・区の自主事業を引き継いだ公益的事業を行う場合	10割
②	高齢者福祉・障害者福祉・子育て支援・青少年の健全育成等を目的に活動する団体がその目的に沿った事業を実施するために利用する場合	5割
③	その他指定管理者が公益上特に必要と認めた場合	5割又は10割

※5割減免の場合の10円未満の端数については徴収しない。

2 利用料金の減免を申請する団体は、所定の利用料金減免申請書・優先申込書に必要事項を記入して、指定管理者に利用料金減免申請、又は優先申込みを行うものとする。

3 指定管理者は前項の申請書を審査し必要に応じ区役所と協議の上、所定の利用料金減免・優先申込承認/不承認通知書を交付するものとする。

(優先申込み)

第 20 条 次の表に掲げる利用については、受付開始日以前であっても優先的に申込みができることとする。申込み手続きは、前条第 2 項及び第 3 項と同じとする。

	対象となる利用
①	センターの自主事業を引き継いだ事後サークルが利用する場合（自主事業終了後 6 回まで）
②	利用料金の減免の対象となる利用
③	その他指定管理者が必要と認めた場合

※新規の優先申込みについては、その活動内容・趣旨を精査し指定管理者が優先申込の受諾可否の判断を決定する。

(免責)

第 21 条 この要綱の規定によりセンターを利用する者又は入館した者が負傷又は病気などによって生じた損害については、指定管理者は一切の責を負わない。

(委任)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は指定管理者が定める。

附則

(施行期日)

第 1 条 この要綱は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この要綱の施行前に現に登録されている団体は、改正後の要綱の施行日に、要綱第 5 条及び第 6 条の規定によって登録された団体とみなす。

2 前項に規定する場合のほか、この要綱の施行前に改正前の規定によってした処分、手続その他の行為は、改正後の要綱中にこれに相当する規定があるときは、改正後の要綱によってしたものとみなす。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。
- 3 この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する
- 4 この要綱は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する